

令和6年度 堺市 文化芸術活動応援補助金 募集要項

■事業実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

■募集期間

令和5年11月1日（水）～12月25日（月）

【郵送：消印有効、持参・堺市電子申請システム：17時30分まで】

■申請書類の提出方法及び提出先

- ・郵送の場合 【令和5年12月25日（月） 消印有効】
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所 文化課補助金担当 あて
- ・持参の場合 【令和5年12月25日（月） 17時30分まで】
堺市役所 高層館6階 文化課（開庁日の9時から17時30分まで）
- ・堺市電子申請システムの場合 【令和5年12月25日（月） 17時30分まで】

■事業内容、実施方法、交付申請書の記載方法等についてのお問合せ先

堺市文化課補助金担当・堺アーツカウンシル

電話：072-228-7143

FAX：072-228-8174

E-mail：bunka@city.sakai.lg.jp

■ホームページ（各種申請様式もこちらからダウンロードできます。）



1 堺市文化芸術活動応援補助金について

1 堺市文化芸術活動応援補助金について

(1) 堺市文化芸術活動応援補助金の目的

堺市文化芸術活動応援補助金（以下「補助金」という。）は、歴史ある堺の文化の良さを継承し、市民の文化活動の振興を図り、地域文化の創造に努め、また、文化芸術の力を活用して、子育て、教育、福祉、観光、都市の活性化等の幅広い分野における社会的課題の解決に資する事業の実施に要する経費を市が補助することにより、自由で心豊かな市民生活の実現及び都市魅力の創造に寄与することを目的としています。

(2) 堺市文化芸術推進計画について

堺市では、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「第2期堺文化芸術推進計画」（令和3年度～令和7年度）を策定しております。応募される際は、計画をご一読いただきますようお願いいたします。

2 補助対象者

補助対象者の要件は以下のとおりです。

- ① 補助対象事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有していること。
- ② 堺市の市税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ④ 法人の場合にあっては、その役員（法第9条第21号口に規定する役員等をいう。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑤ 団体の場合にあっては、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと。
- ⑥ 概ね3年以上にわたり文化芸術活動を行った実績を有すること（特別補助のみ）。

3 補助対象となる分野

補助対象となる分野は、自由都市堺文化芸術まちづくり条例第2条第1号に定める文化芸術です。この分野に該当する事業のうち、他分野との連携や新たな工夫を試み、創造性があること、また地域や社会の様々な課題に取り組む事業等を対象とします。

○自由都市堺文化芸術まちづくり条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術 音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画等のメディア芸術、芸能、伝統芸能（能、狂言その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、書道その他これらに類するものをいう。

4 補助対象事業と補助金の金額

(1) 補助対象となる事業

本補助金は、堺市内で実施する事業かつ申請者が主催する事業が補助対象となります。

※申請者名と事業の主催者が異なる場合や、申請者以外の個人・団体が主催する事業に参加する場合等は補助対象の事業とはなりませんのでご注意ください。

(2) 補助対象とならない事業

- ① 政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業又は営利を主な目的とする事業
- ② 公序良俗に反する事業又は反するおそれがあると認められる事業
- ③ 国、地方公共団体その他これらに準じる団体が主催又は共催する事業

また、本補助金以外に堺市から補助金等、その他これに類する金品の交付を受けている事業

(3) 補助金の種類及び金額

補助金の種類としては、大きく一般補助と特別補助の2種類があります。一般補助は、主にお住まいの地域等でこれから新しく文化芸術活動を始めようとしている方など、小規模な文化芸術活動に対する補助です。一方、特別補助は、比較的規模の大きい文化芸術活動に対する補助です。それぞれの補助対象事業の詳細は、次の各表のとおりです。

※記入例に一部区分のモデルケース事業を記載しておりますので併せて確認し、申請書作成時の参考としてください。

◆一般補助

区 分	スタートアップ支援	地域文化活動ステップアップ支援
事業内容	地域で新規または内容を拡充して行う小規模な文化芸術活動	地域における文化芸術活動
補助上限額	10万円	50万円
補助率	補助対象経費の1/2以内	
最大補助回数	事業あたり最大3回	—
目的	文化芸術活動のすそ野の拡大 文化芸術活動を通じた社会的課題の解決	文化芸術活動のすそ野の拡大 文化芸術活動を通じた社会的課題の解決 地域文化力の向上
事業の例	・未就学児が親子で鑑賞できる吹奏楽のコンサートを開催する事業 ・障害者支援施設で書道のワークショップを実施し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方の作品と一緒に展覧会で発表する事業 など	・子どもたちが様々な楽器の音や演奏を聞き、感じたことを自由に身体や絵画で表現するワークショップを実施する事業 ・シニアの方々を中心に、伝統芸能の「狂言」を体験してもらい、その成果を地域の方々に発表する事業 など
補助対象となる経費	(5) 補助対象経費 参照	

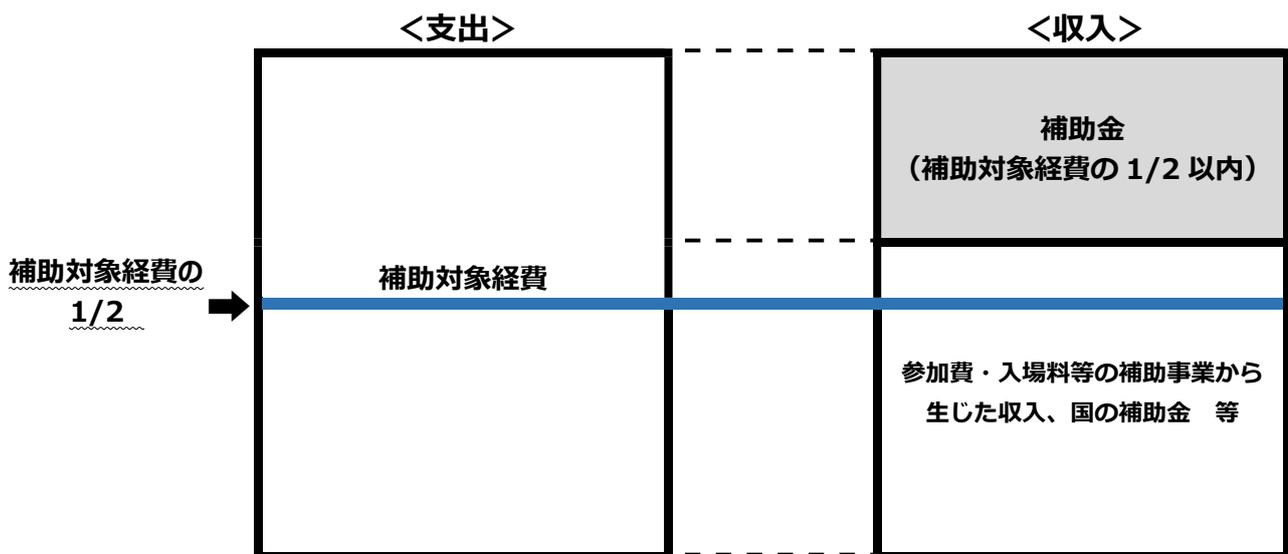
◆特別補助

区 分	市民文化活動推進	都市魅力創造
事業内容	すべての市民が身近に文化芸術に触れる機会を提供する事業	文化芸術の力を活用して都市魅力を創出する事業
申請条件	概ね3年以上にわたり文化芸術活動を行った実績を有する者	
補助上限額	100万円	300万円
補助率	補助対象経費の1/2以内	

最大補助回数	—	—
目的	文化芸術活動のすそ野の拡大 文化芸術活動を通じた社会的課題の解決 すべての人が文化芸術を享受できる機会の充実	文化芸術活動のすそ野の拡大 文化芸術活動を通じた社会的課題の解決 都市魅力の創出
事業の例	専門家を招いて茶の湯関連の講演会を開催するのと併せて呈茶体験をする事業など	フェニーチェ堺大ホールで市民オーケストラによる公演を実施する事業 など
補助対象となる経費	(5) 補助対象経費 参照	

(4) 補助事業に係る収入・支出と補助金額との関係について

補助金の上限額は、補助対象経費の 2 分の 1 となります。参加費・入場料等の補助事業から生じた収入や国の補助金等の収入が補助対象経費の 2 分の 1 を超える場合は、2 分の 1 を超えた部分の金額を補助金額から減額します。



(5) 補助対象経費(補助対象経費に含まれるかどうか判断に迷う場合は、必ず事前にご相談ください。)

項目	主な費用
賃金	事業実施に直接従事するために雇用したアルバイト、ボランティアへの賃金 等 (補助事業者の管理運営業務に従事する場合の賃金を除く。)
委託料※	警備、受付業務、会場整理業務 等
会場費	会場使用料、附帯設備費 等
舞台費	字幕機材費、オペレーター費、バリアフリー機器借料、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、映像費、舞台スタッフ費、器材借料 等

項目	主な費用
設営費	会場設営・撤去費、音声ガイド設営費、要約筆記設営費 等
運搬費	運搬費 等
上映費	上映費、映写機材使用料、映写技師料、同時通訳関連機器借上料 等
印刷費	印刷費（プログラム、入場券、チラシ、ポスター、アンケート用紙、デザイン料、図録）、展示資料作成費 等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踏家・俳優等出演料 等
音楽費	作曲費、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料 等
文芸費	構成・演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明等プラン料、映像制作費、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、著作権使用料、字幕製作費、音声ガイド制作費、専門指導料 等
作品借料	作品借料（保険料、通関料、輸送費を含む。） 等
謝金	原稿執筆謝金、翻訳謝金、編集謝金、講演謝金、通訳謝金、会場整理員謝金、手話通訳謝金、介助士謝金、ガイドスタッフ謝金、要約筆記謝金、託児謝金 等
宣伝費	広告宣伝費、宣伝デザイン料 等
記録費	録画費、録音費、写真費 等
通信費	案内状、チラシ送付、出演者等への連絡にかかる郵送料 等
手数料	振込手数料 等
保険料	参加者等に係る催事保険料 等
旅費	出演者、講師等の交通費 等（必要最低限度のものに限る。）
宿泊料	出演者、講師等の宿泊料 等（必要最低限度のものに限る。）
消耗品費	事業との関連性が認められるもので単価3万円未満（税込）の文具代、インク代、用紙代 等
その他市長が適当と認める経費	

※委託料の内訳については、実績報告の際に詳細をお示しいただきます。委託料の内訳に補助対象外経費が含まれている場合、当該経費は補助対象外となります。また、補助事業の大部分を委託する場合（買取公演、企画段階から委託している事業等）は事業自体が補助対象外となります。

※委託料以外の項目についても、経費の内訳や業務内容が不明確な場合、仕様書や見積書等、内訳や内容が記載された資料の提出を求めることがあります。

（6）補助対象外経費

項目	主な費用
個人または団体が当然負担すべき経費	個人・団体の維持管理経費（家賃、光熱水費、電話代、団体等の事務のための事務補助者等の人件費、団体等の事務のための備品購入費、団体等のホームページの管理運用費、パソコン・プリンタ等のリース料等）、収入印紙代、その他事業実施に直接関係がない経費 等

項目	主な費用
申請者本人・家族、申請団体の 構成員に対する賃金・謝金 等	申請者本人や家族、申請団体の構成員に対する出演料、賃金、 謝金、委託料 等
資産性を有する経費	不動産の増改築に係る経費、後年度にわたり継続的に使用可 能な備品・機材等の購入費、商品の制作・仕入等に要する費用
参加者に利益が帰属する経費	ワークショップの材料費、参加者への賞状、トロフィー、記念 品に係る経費
飲食費	弁当、飲料等の購入費、ケータリングの費用、打ち上げ費用、 茶菓子の購入費、講師や出演者への手土産の購入費 等
練習・稽古・打ち合わせ等に関 連する経費（※）	事業の本番に向けた練習・稽古・打ち合わせのための会場使用 料、賃金、謝金、交通費 等
応募に係る経費	本事業の応募に係る通信費、コピー代等の経費 等
その他市長が補助対象経費としての計上が適当でないと認める経費	

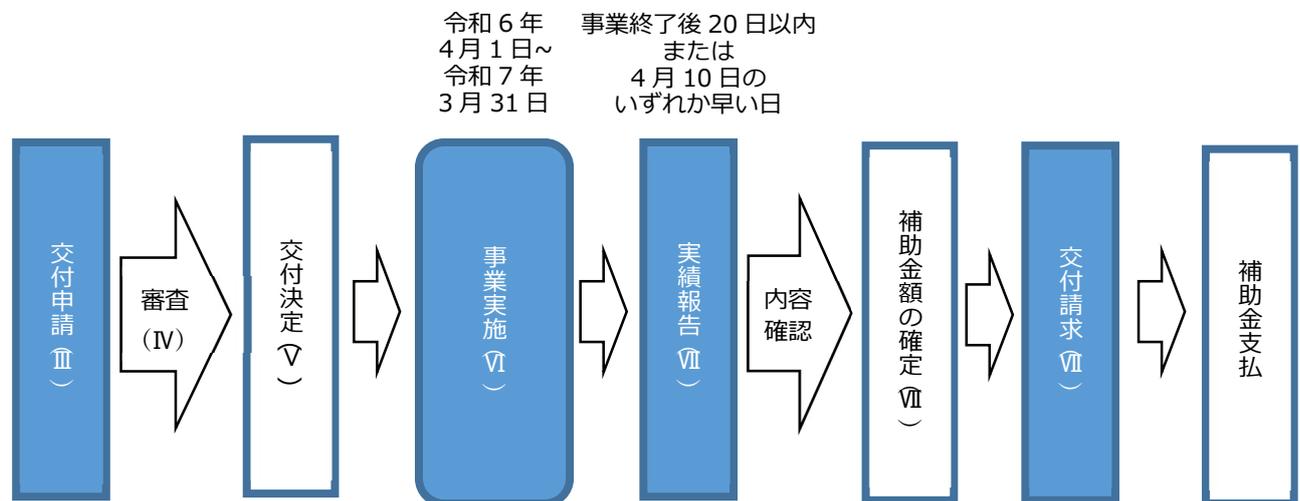
※練習・稽古自体が事業本番と認められる場合については補助対象となります。

※リハーサル及び会場設営に係る経費については、事業の実施に必要と判断される場合に補助対
象となります。実施日や実施内容等によっては補助対象外となることがあります。

5 事業実施期間

補助金の対象となる事業実施期間は令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までで
す。事業実施期間外に実施した事業は補助対象外となりますのでご注意ください。

II 補助金の交付の流れ



III 補助金の交付申請について

★交付申請書作成の際の注意★

必要書類の提出がない場合や交付申請書の記載項目に漏れがある場合、記載項目に応じた記載となっていない場合には、審査対象外となったり審査の際に評価が低くなる場合があります。交付申請書を作成いただく前に、必ず記入例をご確認ください。

1 提出書類

補助金の交付申請をする際には、以下に記載の書類を郵送または窓口で提出いただくか、堺市電子申請システムで申請してください。なお、ご提出いただいた書類については、返却いたしませんのでご了承ください。

<提出書類>

	個人	法人	任意団体
① 堺市文化芸術活動応援補助金交付申請書（様式第1号）	○	○	○
② 役員情報届出書（様式第1号の2）	×	○	×
③ 事業計画書（様式第2-1～3号のいずれか） ※申請区分に対応した様式を使用してください。	○	○	○
④ 収支予算書（様式第3号）	○	○	○
⑤ 申請者情報 （個人：様式第4-1号、団体（任意団体・法人）：様式第4-2号）	○	○	○
⑥ 納税状況調査に係る同意書（様式第5号） ※居住地・団体所在地が堺市外であっても提出が必要です。	○	○	○
⑦ 団体の規約・会則・定款	×	○	○
⑧ 過去に実施した事業等に係る資料（A4片面5枚以内）	任意	任意	任意

※文化施設の利用に関するアンケートについてもご協力をお願いします（任意）

2 交付申請書類の提出

(1) 提出期限

令和5年12月25日（月）

(2) 提出方法及び提出先

郵送または直接文化課までご持参ください。

○郵送の場合 【令和5年12月25日（月） 消印有効】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所 文化課補助金担当 あて

○持参の場合 【令和5年12月25日（月） 17時30分まで】

堺市役所 高層館6階 文化課（開庁日の9時から17時30分まで）

○堺市電子申請システムの場合 【令和5年12月25日（月） 17時30分まで】

※堺市電子申請システムでの申請については、本市ホームページをご覧ください。

★郵送または持参での提出時の注意★

- 申請書類は必ず A4 片面刷り、「1 提出書類」の①～⑧の順番に並べた上でクリップ留めとしてください（ホッチキスは使用しないでください。）。
- 申請書類に記載された内容について確認のご連絡をさせていただくことがありますので、提出前に必ずコピーをとっておいてください（提出いただくのは原本です。）。
- 提出いただいた申請書類の内容等について、電話または E メールで確認をさせていただくことがありますので、申請書類には必ず連絡可能な電話番号、E メールアドレスを記入してください（E メールは bunka@city.sakai.lg.jp から送信します。受信設定をご確認ください。）。
- 事業計画書は 4 枚以内としてください。
- 消せるボールペン、修正液・修正テープは使用禁止です。記載内容を訂正する場合は、正しい内容に修正した書類を改めて提出してください。（訂正印や二重線での修正はできません。）
- 提出書類⑧過去に実施した事業等に係る資料の提出は任意です。チラシ、パンフレット、当日撮影した写真、パワーポイント等内容は問いませんが、提出される場合はそれらが A4 サイズ 5 枚以内（片面）（サイズ厳守）に収まるよう編集してください。ホームページや動画等の URL を記載いただいても内容の確認はできかねますのでご注意ください。

3 説明会の開催について

以下の日程で、本補助金の概要や申請書類の書き方等についての説明会を開催します。申請を予定されている方、検討されている方はできる限りご参加ください。また、昨年度からの変更点についてもお伝えしますので、これまでに申請されたことがある方もできる限りご参加ください。

- 第 1 回：11 月 21 日（火） 13 時 30 分～15 時 フェニーチェ堺 多目的室
- 第 2 回：12 月 10 日（日） 10 時～11 時 30 分 堺市役所本館 3 階 大会議室 1
（※11 時 30 分から個別相談会）

○申込方法

各回開催日の 2 日前までに、堺市電子申請システムまたはメールに必要事項をご記入のうえ、文化課（bunka@city.sakai.lg.jp）までお申し込みください。堺市電子申請システム及びメールがご利用いただけない場合は、電話等で文化課までお問合せ下さい。

【必要事項】氏名、団体名、参加人数、電話番号、メールアドレス



電子申請システム

- ※第 1 回と第 2 回は同内容です。
- ※説明会への参加の有無は採択結果には関係ありません。
- ※開催日時、場所、内容等を変更する場合は、本市ホームページ、堺アーツカウンシル（堺市文化課）公式 SNS 等でお知らせします。
- ※申請の受付期間中、堺アーツカウンシル主催の個別相談を実施します。詳細については 12 ページ「2（2）個別相談」をご参照ください。

IV 審査について

1 審査方法

補助金の審査は、申請する補助金の種類に応じ、以下の内容で実施します。

一般補助、特別補助ともに提出いただいた交付申請書類に基づいて、外部の有識者で構成する堺市文化芸術審議会が審査を行います。申請書類を見れば実施する事業の内容や過去の実績等が明確に分かるよう、記載内容を事前にしっかりと検討するようにしてください。記載方法について疑問がある場合は、堺アートカウンシルにご相談ください。

一般補助		特別補助	
スタートアップ支援	地域文化活動 ステップアップ支援	市民文化活動推進	都市魅力創造
交付申請書類一式の書面審査		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書類一式の書面審査 ・ 事業計画に関するプレゼンテーション審査 ※ 1事業 10～15分程度を予定しています。 ※ 令和6年2月20日(火) または 22日(木) 実施予定です。実施日時は対象となる申請者に別途連絡します。 ※ 申請者が多数の場合は、一次審査を実施し、一次審査の通過者のみプレゼンテーション審査を行うことがあります。 ※ 自然災害等、やむを得ない場合、プレゼンテーション審査を中止またはオンラインでの開催とすることがあります。 ※ プレゼンテーション審査を欠席されてもそのことを以って不採択とはなりません。申請書等の書面のみで審査させていただくこととなりますのでご了承ください。 	

2 審査基準

堺市文化芸術審議会において以下の審査基準にて審査を行い、審査結果に基づいて堺市が採否及び補助金額の決定を行います。

(1) 一般補助

■ スタートアップ支援

審査項目	説明
事業目的	堺市の文化芸術のすそ野の拡大に資する事業目的となっているか 地域・社会への好影響が期待できるか
事業計画	事業目的を達成できる内容になっているか 事業費が適切に計上されているか
公共性	多くの市民に関われたものとなっているか 効果的な事業の広報が行われているか
実現可能性	事業計画やスケジュール等は実現可能な事業内容となっているか
新規性	新たな文化芸術活動を行う内容となっているか (以前から行っている場合) 事業拡充が行われているか

■地域文化活動ステップアップ支援

審査項目	説明
事業目的	堺市の文化芸術のすそ野の拡大及び地域文化力の向上に資する事業目的となっているか 地域・社会への好影響が期待できるか
事業計画	事業目的を達成できる内容になっているか 事業費が適切に計上されているか
公共性	多くの市民に開かれたものとなっているか 効果的な事業の広報が行われているか
実現可能性	事業計画やスケジュール等は実現可能な事業内容となっているか
地域文化力向上	地域の現状を踏まえ、地域文化力の向上に資する内容となっているか

(2) 特別補助

■市民文化活動推進

審査項目	説明
事業目的	社会的課題の解決に資する事業目的となっているか 地域・社会への好影響が期待できるか
事業計画	事業目的を達成できる内容になっているか 事業費が適切に計上されているか
公共性	多くの市民に開かれたものとなっているか 効果的な事業の広報が行われているか
実現可能性	事業計画やスケジュール等は実現可能な事業内容となっているか 当該事業を実現できる取組実績があるか
市民文化活動推進	市民の文化芸術活動を推進する内容となっているか すべての市民が身近に文化芸術に親しむことができる内容となっているか

■都市魅力創造

審査項目	説明
事業目的	社会的課題の解決及び都市魅力の向上に資する事業目的となっているか 地域・社会への好影響が期待できるか
事業計画	事業目的を達成できる内容になっているか 事業費が適切に計上されているか
公共性	多くの市民に開かれたものとなっているか 効果的な事業の広報が行われているか
実現可能性	事業計画やスケジュール等は実現可能な事業内容となっているか 当該事業を実現できる取組実績があるか
都市魅力創造	文化芸術の力を活用して都市魅力を創出する内容となっているか

V 補助金の交付決定(不交付決定)の通知及び公表について

審査結果については、3月末に各申請者あてに通知します。交付決定者については、個人・団体名、事業名を市ホームページで公表する予定です。

VI 事業の実施について

1 事業の実施

(1) 事業の実施

交付決定通知後、事業実施期間内に事業を実施してください。

(2) 事業の実施期間と補助対象となる経費

事業実施期間内(令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月))に実施した事業について、原則、当該期間中に支出した経費のみが補助対象となります。ただし、会場使用料等、当該期間外に支出が必要であったと認められる場合には例外的に補助対象となります。

2 チラシ、ポスター、ホームページ等における記載

(1) 主催者の表示

事業の主催者は、個人申請の場合も含め、必ず申請者と同一としてください。チラシやパンフレット等の媒体に申請者名義と異なる主催者名を表示された場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

(2) 補助事業の表示

広くこの補助金事業を周知するため、事業実施に際し、チラシ、ポスター、ホームページ等の広告媒体を作成する場合は、「令和6年度堺市文化芸術活動応援補助金採択事業」と表示してください。

※審査結果の通知以前に作成する印刷物には記載しないでください。チラシ等の印刷が間に合わない場合は、審査結果の通知後に、ホームページ等で可能な範囲で記載してください。

3 事業の変更及び中止

(1) 事業内容等の変更

交付決定された事業の内容等を変更して事業を実施する場合は、軽微な変更の場合を除き、変更交付申請を行う必要があります。事業の内容等を変更して実施する場合は、必ず事前に堺市文化課補助金担当に連絡し、必要な手続きを行ってください。

※事前の相談なく事業内容等を変更して実施した場合、補助金が交付できなくなることがあります。

(2) 事業の中止

交付決定を受けた事業を中止する可能性がある場合は、必ず事前に堺市文化課補助金担当に連絡してください。

4 アンケートの実施

堺アーツカウンスルでは、地域の文化環境の現状を把握し課題を収集・分析するため、採択事業

への来場者、参加者を対象としたアンケート調査を実施しています。実施方法の詳細については採択時にご案内しますので必ずご協力ください。アンケートを実施いただけない場合には、補助金を交付しないことがあります。

5 事業視察等に係る堺アーツカウンシルからのご連絡について

堺アーツカウンシルのプログラム・ディレクター、プログラム・オフィサーより、事業視察等のお願いでご連絡させていただくことがあります。その際は、事前の連絡調整、視察場所の確保等にご協力をお願いします。

VII 事業の実績報告～補助金の交付について

1 事業実施後の実績報告

事業実施後は、事業が完了した日の翌日から20日以内または令和7年4月10日までのいずれか早い日までに、堺市に実績報告を行ってください。期限内に提出がなかった場合には、補助金が交付されない場合がありますので必ず提出期限を厳守ください。

例) 事業実施日が令和6年7月10日の場合：令和6年7月30日まで
事業実施日が令和7年3月25日の場合：令和7年4月10日まで

2 補助金の額の確定

提出いただいた実績報告書に基づいて、支出の内容を精査し、補助金の交付金額の確定を行った上で通知します。

※補助金は、交付申請時の交付決定額が上限となります。事業実施の際の補助対象経費の増額等に伴い、補助金の交付額を増額することはできませんのでご注意ください。

※実績報告に伴い、補助金の額が交付申請時の交付決定額より減額されることがあります。

※申請書に記載された事業の目的や内容と実際に実施した事業の目的や内容が著しく異なる場合や事業への参加者がいなかった場合等、事業実施の効果が認められない場合は、全額補助対象外となる場合があります。事業内容を申請書に記載した内容から変更する場合は、必ず事前に堺市文化課補助金担当にご報告・ご相談ください。

3 補助金の交付請求

前項の確定通知書を受領後、10日以内に、「堺市文化芸術活動応援補助金交付請求書（様式第14号）」を文化課へ提出してください。期限内に書類の提出がされない場合、補助金を交付することができなくなることがありますのでご注意ください。

VIII 堺アーツカウンシルによる活動支援について

1 堺アーツカウンシルとは

専門知識を有する人材が文化芸術に携わる人たちを支援することで文化芸術の振興を図り、文化芸術を活用して子育て、教育、福祉、観光、都市の活性化といった様々な分野の社会的課題の解決をめざす組織です。専門人材であるプログラム・ディレクター（PD）とプログラム・オフィサー（PO）が中心となって、市民の皆さんの文化芸術活動をサポートします。

2 本補助金における堺アーツカウンシルの活動支援

交付申請、事業実施、実績報告までのそれぞれの段階で、堺アーツカウンシルがサポートします。具体的な支援内容は以下のとおりです。どんな些細な内容でも構いませんのでお気軽にご相談ください。なお、活動支援のため PD、PO が交付申請書等の内容を確認させていただきます。

(1) 支援内容

○交付申請に係る支援

「補助金の応募を検討しているが応募予定の事業が補助金の趣旨に合っているか不安なので聞いてみたい」、「応募する事業の内容は決まっているが申請書にうまく反映できないので書き方を相談したい」等、交付申請時の事業内容や実施方法等についてのご相談を受け付けます。

○事業実施に係る支援

事業を効果的に実施する方法や、実施に際しての悩みや課題等についての相談の受付のほか、希望者には事業の実施期間を通して伴走支援を行います。

○実績報告に係る支援

事業の振り返りや、次年度以降の事業実施に際しての課題の分析等についての相談を受け付けます。

(2) 個別相談

募集期間中、以下の日程で堺アーツカウンシルの PD、PO が堺市役所で相談を受け付けます。ご予約の方が優先となりますので、ご相談を希望される方は、できるだけ事前にメールまたはお電話でご予約をお願いします（問い合わせ先は表紙に記載）。

<相談対応 PD、PO の専門分野>

- 上田 PD：ことば、存在の表現
- 柿塚 PO：音楽マネジメント、芸術団体運営
- 川那辺 PO：アートプロジェクト、ファシリテーション、身体表現
- 宮浦 PO：教育、地域コミュニティ、食

実施日	実施時間	上田 PD	柿塚 PO	川那辺 PO	宮浦 PO
12/4(月)	10 時～12 時		○		
12/6(水)	12 時 45 分～16 時	○			
12/10(日)	11 時 30 分～13 時（予定）	○	○	○	○
12/13(水)	10 時～12 時 12 時 45 分～16 時			○	
12/14(木)		○			
12/15(金)					○
12/19(火)				○	
12/20(水)		○			
12/21(木)				○	

※上記日程以外にも PD の出務日がございますので、ご相談を希望される方は事前に文化課までお問い合わせください。

IX その他

1 本補助金と予算の成立

本補助金の募集は令和 6 年度予算の成立を条件とするものであり、諸般の事情により予算が成立しない場合は無効となります。

2 安全対策について

事業実施に際しては、事故等が発生しないよう、十分な安全策を講じてください。イベント保険への加入が可能な場合にはご加入をお願いします。

3 採択事業に対する広報協力

本補助金の採択事業については、①本市ホームページへの各採択事業のチラシ（または事業広報のための画像）の掲載、②文化課・文化施設等へのチラシ（A4）配架、③堺アーツカウンシル公式 SNS への掲載、の 3 つの方法で広報協力を行います。広報さかいへの掲載等、その他の広報についてのご協力はできませんのでご了承ください。提出方法等詳細については採択時にご案内します。

4 事業紹介及び事業報告へのご協力のお願い

堺アーツカウンシルの活動報告書やクラウドファンディング募集のホームページ・チラシ等で採択事業を紹介することがありますのでご了承の上申請ください。また、本補助金制度の周知や事業実施に係るノウハウの共有を目的として、採択事業に関する発表をお願いすることがあります。対象の方には個別にご連絡をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

5 個人情報

応募いただいた個人情報は、本補助金の審査、採択事業の視察・伴走支援、今後の文化芸術に関する情報提供、アンケートの送付にのみ利用し、適切に管理します。メールや郵便等での情報提供やアンケートの送付が不要な方は、文化課までご連絡ください。

6 市内施設の予約について

堺市所管の文化施設等を利用される場合は、「堺市施設予約システム」から空き状況の確認や予約の申込みが可能です。是非ご利用ください。



7 特別補助事業の会場の優先予約

交付決定を受けた特別補助事業について、一般受付開始日前に会場の優先予約ができる場合があります。また、特別補助の交付決定を受けた事業と同様の事業を令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に実施する場合についても、一般受付開始日前に会場の優先予約ができる場合があります。詳しくは各対象施設までお問い合わせください。なお、優先予約した日時の変更及び取消並びに利用料の返還は、施設の管理運営規則を遵守していただくこととなります（利用料金の還付金額は施設の管理運営規則で定めた金額となります。）。

※対象施設：フェニーチェ堺、梅文化会館、西文化会館、東文化会館、美原文化会館、
中文化会館、文化館

<補助金の応募について>

Q1 市外在住ですが応募できますか。

採択事業の実施が堺市内であれば、応募される方の居住地や団体所在地は問いません。

Q2 事業で使用する会場の予約が完了していませんが応募できますか。

会場の予約が完了していなくても応募は可能です。申請書には、使用予定の会場を記載し、変更が生じた場合には必ず堺市文化課補助金担当までご連絡ください。

Q3 同じ団体が複数の事業について交付申請を行うことは可能ですか。

同一団体が別事業で複数区分への交付申請を行うことは可能です。ただし、同一事業で複数区分への交付申請を行うことはできません。

Q4 任意団体なので規約がないのですが団体で応募できますか。

規約がない場合は団体での応募はできません。規約を定めていただくか、個人で応募いただくか、いずれかのご対応をお願いします。

Q5 地域の祭は補助金の対象となりますか。

本補助金は、文化芸術（P1.「3補助対象となる分野」を参照）に関する活動に対するものであり、文化芸術の要素を含まない催事等については本補助金の対象外となります。

Q6 国、府等の他の補助金と併給はできますか。

国、府等の他の補助金との併給は可能ですが、本市の他の補助金との併給はできませんのでご注意ください。

<交付申請について>

Q7 応募すれば必ず補助金がもらえるのですか。

申請いただいた事業について、堺市文化芸術審議会の審査を経て堺市が交付決定を行った場合に補助金の交付対象事業となります。

<事業の実施について>

Q8 交付決定を受けた後に事業内容を一部変更してもよいですか。

交付決定された事業の内容等を変更して事業を実施する場合は、軽微な変更の場合を除き、変更交付の手続きを行っていただく必要があります。必ず事前に堺市文化課補助金担当に連絡し、必要な手続きを行ってください。

Q9 補助金の申請者名義は個人名ですが、団体名義で事業を実施してもよいですか。

事業を実施する際は、必ず補助金の申請者名義で事業を実施してください。個人で採択された場

合であっても、任意の団体名等で事業を実施することは認められません。必ず、事業を実施する主催者と申請者名義は同一としてください。

<補助対象経費について>

Q10 補助対象経費の中の、旅費、宿泊費に「必要最低限のものに限る」とありますが、どのような意味ですか。上限額はありますか。

旅費は、原則として、利用区間のうち最も安価な方法によって算出した運賃のみ補助の対象となります。グリーン車等の特別料金については補助対象外です。

Q11 本番に向けての練習費用が補助対象となるのはどのような場合ですか。

例えば、広く一般の参加者を集めて複数回公開での練習を実施し、最後にその集大成として発表会を行う事業のように、練習が広く市民に開かれたワークショップとして行われる等、練習自体が実施事業の本番に該当すると認められる場合には補助対象となります。

団体の構成員が普段の活動と同じ形態で実施している練習を、単に一般観覧可とただけのような場合には補助対象とはなりません。

Q12 賃金・謝金等が補助対象外となる家族とはどの範囲をさしますか。

申請者との同居・別居を問わず三親等以内の親族をさします。

Q13 ワークショップ等の原材料費は補助対象となりますか。

ワークショップ等において参加者が作品に使用する材料に係る経費は、参加者が実費を負担すべきであると考えられるため補助対象経費とはなりません。事業の実施目的等によっては補助対象となる場合があります。事前に堺市文化課補助金担当にご相談ください。

Q14 会場を予約するために前年度に支払った会場使用料は補助対象になりますか。

補助対象になります。

<その他>

Q15 採択事業の案内を「広報さかい」に掲載してもらうことはできますか。

できません。広報協力の方法は、①本市ホームページへの各採択事業のチラシ（または事業広報のための画像）の掲載、②文化課・文化施設等へのチラシ（A4）配架、③堺アーツカウンシル公式 SNS への掲載、となります。

★Q&Aの更新について★

Q&A は、随時更新したものを堺市ホームページに掲載します。内容を確認のうえ申請手続きをお願いします。

記入例

○記入例は、本市が実施いただきたいと考える事業の例を記載していますので、事業計画作成の際の参考としてください。

○申請書記入前に、記入例の内容をよくご確認ください。必要書類の提出がない場合や交付申請書の記載項目に漏れがある場合、記載項目に応じた記載となっていない場合には、審査対象外となったり審査の際に評価が低くなる可能性があります。

記入例

様式第1号（第7条関係）

堺市文化芸術活動応援補助金交付申請書

【一般補助・特別補助共通】

【個人・団体共通】

令和5年11月22日

申請者名、事業名称に機種依存文字や記号等は使用しないようにしてください

申請人

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

団体名 (ふりがな) おやこだんすかんぱにーさかい 親子ダンスカンパニーSAKAI

代表者職氏名 (ふりがな) かいちゆう さかい はなこ 会長 堺 花子

代表者生年月日 昭和57年3月1日

代表者住所 堺市堺区南瓦町3番1号

署名、押印は不要です

代表者職も忘れず記入してください

令和6年度 堺市文化芸術活動応援補助金について、次のとおり補助を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

申請する補助金の種類	<p>【一般補助】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> スタートアップ支援事業</p> <p><input type="checkbox"/> 地域文化活動ステップアップ支援事業</p> <p>【特別補助】</p> <p><input type="checkbox"/> 市民文化活動推進事業</p> <p><input type="checkbox"/> 都市魅力創造事業</p>
	<p>※スタートアップ支援事業を申請する場合のみ※</p> <p>過去に本補助金のうち、スタートアップ支援事業の交付を受けたことがある場合は、補助年度を記入してください。（令和4年度、令和5年度）</p>
事業名称	さかいおやこ体操をつくろう！
補助金交付申請額	100,000円
添付書類	<p>1 役員情報届出書（様式第1号の2。法人の場合に限る。）</p> <p>2 事業計画書（様式第2号）</p> <p>3 収支予算書（様式第3号）</p> <p>4 申請者情報（様式第4号）</p> <p>5 状況調査に係る同意書（様式第5号）</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>

＜スタートアップ支援事業を申請される場合のみ＞
過去に今回の申請事業と同一事業で、スタートアップ支援の区分で補助金の交付を受けたことがある場合は、必ずご記入ください

内容を確認し、チェックしてください

本申請書の情報や役員情報等は、堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて関係機関に提供および照会することがあります。

記入例

様式第1号の2（第7条関係）

【一般補助・特別補助共通】

【団体(法人)のみ】

※任意団体は提出不要です。

役員情報届出書

令和5年11月22日

堺市長殿

署名、押印は不要です

代表者職も忘れず記入してください

申請人

団体名 NPO 法人 文化研究会

代表者職氏名 会長 中百舌鳥 太郎

堺市補助金交付規則第4条の規定により、補助金の交付申請を行うに当たり、次のとおり役員情報を届け出ます。なお、記載内容に変更が生じた場合は、変更の内容及び理由を記載し、その都度、速やかに届け出ます。

《役員情報》

(ふりがな) (なかもず たろう)

役員等氏名: 中百舌鳥 太郎

生年月日: 昭和60年10月3日

住所: 堺市南区桃山台2丁1番3号

(ふりがな) (きたのだ ふみこ)

役員等氏名: 北野田 文子

生年月日: 昭和62年8月1日

住所: 堺市東区北野田1084-136

(ふりがな)

役員等氏名:

生年月日:

住所:

(ふりがな)

役員等氏名:

生年月日:

住所:

(ふりがな)

役員等氏名:

生年月日:

住所:

《変更の場合:理由》

記入例

【一般補助(スタートアップ支援事業)】
【個人・団体共通】

様式第2-1号(第7条関係)

令和6年度 事業計画書

申請区分：一般補助(スタートアップ支援事業)

事業の概要を端的に記載してください

申請団体/申請者 親子ダンスカンパニーSAKAI

申請事業名 さかいおやこ体操をつくろう!

1 事業概要

(1)事業内容要約 (50文字程度)	親子対象のダンスのワークショップを実施し、「さかいおやこ体操」を参加者と製作、子育てサークルで発表会を実施します。
(2)分野	<input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 演劇 <input checked="" type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> メディア芸術 (映画等) <input type="checkbox"/> 芸能 <input type="checkbox"/> 伝統芸能 <input type="checkbox"/> 茶道 <input type="checkbox"/> 華道 <input type="checkbox"/> 書道
(3)開催日時	ワークショップ：令和X年5月14日(日) 27日(土)、 6月18日(日)、6月24日(土) 発表会：7月16日(日)
(4)開催場所 (会場名、所在地)	ワークショップ：堺市立青少年センター(堺市堺区柳之町西1-3-19) 発表会：△△子育てサークル
(5)事業実施者数 (講師、スタッフ等)	親子ダンスカンパニーSAKAI 10名(うち、子ども5名)
(6)事業対象者数 (参加者、入場者等)	未就学児(4・5歳児)とその保護者 各ワークショップ20名程度

該当する分野を一つ選択してください

2 事業詳細

(1)事業の目的	事業実施によって地域でどのようなことを実現したいか、地域にどのような効果が期待できるか記載してください。
	本事業の目的は、以下の3点です。 <ul style="list-style-type: none">・ダンスを通して参加者同士のコミュニケーションをよりゆたかにする。・子育てに関する困りごとなど、なんでも共有できる居場所づくりを行う。・ダンスに親しみを感じてもらい、自己表現の1つとして楽しんでもらう。

箇条書きにする等、分かりやすく記載してください

(2) 事業の内容

- ・「(1) 事業の目的
- い。
- ・収支予算書に記載

- ・実施する内容を、イベントごとや日時等で分けて記載する、箇条書きで記載する等、分かりやすく記載してください
- ・今回の補助金で実施する内容のみ記載してください（過去に実施した内容、補助対象外となる取組、今後の予定については記載しないでください。）
- ・どの取組が誰を対象としているのかが分かるように記載してください

■概要：

日頃の子どもの日常生活から生まれる動きをつなぎ合わせ、「さかいおやこ体操」を参加者と制作するワークショップを4回実施します。出来上がった作品は、△△子育てサークルで発表会を実施し、会場にいる方と一緒に踊ります。ダンスの制作を通して、子ども同士、親同士の交流の場をめざします。

また、ワークショップ後には助産師や保健師さんなどを招き、子育てに関するさまざまな相談ができる時間を設けます。

■ワークショップの内容：

日時：5月14日（日）、5月27日（土）14:00-15:30

ストレッチをしたり、リズムに合わせて体を動かして、踊ることの楽しさを感じていただきます。後半では参加者同士で話し合いながら、「さかいおやこ体操」の振り付けのアイデアを考えます。（土曜日しか参加できない方、日曜日しか参加できない方がいると想定し、両日とも同じプログラムを行います。）

日時：6月18日（日）、6月24日（土）14:00-15:30

「だるまさんがころんだ」や「こおりおに」などのゲームをしながら、ダンスとつなげていきます。5月14日、27日に出した振り付けのアイデアをもとに、「さかいおやこ体操」を完成させます。（両日とも同じプログラムを行います。）

■発表会：

日時：7月16日（日）

10:00-11:00 本番を想定したリハーサルを行います。

11:00-12:00 本番（発表順は未定）

事業の出演者の人数や演者・講師等の情報についてもできるだけ詳しく記載してください

■ワークショップ講師：□□□□□□

振付家・ダンサー。平成〇〇年、子育てや介護を題材にした舞台作品『〇△□』を製作・上演。知的障害、精神障害がある人を対象にしたワークショップ、親子で楽しめるワークショップ等を多数実施している。

(3) 参加者の費用負担の有無

- ・無料・有料の別を記載してください。
- ・有料の場合（入場料、参加費等を設定している場合）は詳細を記載してください。

参加費：親子1組につき500円

(4) 事業の実施スケジュール 準備（打合せ、リハーサル等）から本番までのスケジュールを詳細に記載してください。	
<p>4月 講師と打ち合わせ、参加者募集の広報</p> <p>5月14日、5月27日 ワークショップ実施</p> <p>6月18日、6月24日 ワークショップ実施</p> <p>7月16日 △△子育てサークルにて発表</p>	<p>スケジュールを箇条書きでわかりやすく記載してください</p>
(5) 広報について	
<ul style="list-style-type: none"> ・今回の事業についてどのような手段（チラシ配布、SNSでの告知等）で広報を行うか記載してください。 ・広報の際に工夫する点についても記載してください。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・堺市内の子育て関係の施設や子ども園、保育園、幼稚園、ダンス教室などでチラシ配布を行います。 ・子育てに関するウェブサイトに情報を掲載予定です。 ・親子ダンスカンパニーSAKAIのSNSアカウントでも広報を行います。 	
<p>新規実施の事業でない場合は、どの部分を拡充したのかを具体的に記載してください</p>	
(6) 新規・拡充項目	
<p>新規事業の場合はその旨、これまで実施した事業から内容を拡充する場合はその内容を記載してください。</p> <p>コロナ禍では感染予防のため、YouTubeやTikTokでの動画配信にとどまっていたが、ワークショップでつくった作品をより多くの人たちと一緒に踊りたいと考え、△△子育てサークルで発表します。</p>	
(7) 今後の事業方向性	
<p>次年度以降に事業がどのような状況となることをめざしているか記載してください。</p> <p>今は親子を対象としたダンスカンパニーとして活動していますが、今後は高齢者、障害者など、色々な方とダンス作品を制作し、ホールをお借りして上演したいと考えています。そのため、今回は外部から講師を招き、ワークショップを円滑に進めるためのノウハウやダンス作品の制作プロセスについても学ばせていただき、ゆくゆくはカンパニーメンバーの振付・演出作品を生み出していきたいです。</p>	

※必要に応じて記入欄を拡大して記載いただいても構いませんが、「事業計画書」の合計枚数が4枚以下となるようにしてください。

※それぞれの申請区分における審査基準を参照のうえ、審査基準の趣旨を踏まえた内容を記載してください。

記入例

【一般補助(地域文化活動ステップアップ支援事業)】

【個人・団体共通】

様式第2-2号(第7条関係)

令和6年度 事業計画書

申請区分：一般補助(地域文化活動ステップアップ支援事業)

事業の概要を端的に記載してください

団体/申請者 文化町造形の会

申請事業名 文化町の春夏秋冬展

1 事業概要

(1)事業内容要約 (50文字程度)	就労継続支援B型事業所での造形ワークショップとボランティア活動ならびに展覧会の開催
(2)分野	<input type="checkbox"/> 音楽 <input checked="" type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> メディア芸術 (映画等) <input type="checkbox"/> 芸能 <input type="checkbox"/> 伝統芸能 <input type="checkbox"/> 茶道 <input type="checkbox"/> 華道 <input type="checkbox"/> 書道
(3)開催日時	ワークショップ：令和6年4月、7月、10月、令和7年1月 展覧会：令和7年3月上旬(2週間)
(4)開催場所 (会場名、所在地)	みんなのカフェ(就労継続支援B型事業所)
(5)事業実施者数 (講師、スタッフ等)	講師 1名 ボランティアスタッフ 10名
(6)事業対象者数 (参加者、入場者等)	ワークショップ参加者数：40名(延べ数) 展覧会入場者数：120名(延べ数)

該当する分野を一つ選択してください

2 事業詳細

(1)事業の目的	<p>・今回の事業を実施する地域について、地域の特徴や特色、課題等を踏まえて、あなたが考える地域文化力とは何かを記載してください。</p> <p>・今回実施する事業がどのように地域文化力の向上につながるか、事業実施によって地域でどのようなことを実現したいか、地域にどのような効果が期待できるか記載してください。</p> <p>文化町は、かつては自治会活動も盛んでしたが、人口減少・高齢化が進むにつれて、地域の人々の交流を促すような活動はあまり行われなくなっています。</p> <p>私は自宅を開放して、長年子どもを対象とした造形教室をやっており、年に1回、民間の小さなギャラリーを会場に展覧会を開催してきましたが、現在は生徒も減り、作品数も少なくなってきた地域での文化活動が段々としぼんでいくのを感じています。</p> <p>私が考える地域文化力とは、人々の生活の中に、気軽に文化活動に参加できる機会があり、文化活動を介して地域の人々の関わりが増えていくことだと考えています。</p> <p>それを踏まえて、本事業では以下を目的にすることを考えています。</p> <ul style="list-style-type: none">・展覧会を単に発表の機会とするのではなく、地域の人々と関わる機会にしていくこと・障害のある人も気軽に表現活動を楽しめる機会をつくること
----------	--

箇条書きにする等、分かりやすく記載してください

(2) 事業の内容

- ・「(1) 事業の目的」を達成するためにどのような事業を実施するのか詳細に記載してください。
- ・収支予算書に記載の補助対象経費で実施する事業のみ記載してください。

○就労継続支援B型事業所（以下、事業所）での造形ワークショップ開催とボランティア活動実施（年4回）

春夏秋冬の各季節をテーマにした内容のワークショップを町内の事業所にて実施。

その際、希望者が準備や実施サポートなどのボランティア活動を実施。

○展覧会の開催（年1回）

地域の人がよく利用するカフェの一角を使って、ワークショップ参加者の展覧会を開催。

会期中には、町内で音楽教室を運営する演奏家によるミニコンサートも開催。

- ・実施する内容を、イベントごとや日時等で分けて記載する、箇条書きで記載する等、分かりやすく記載してください
- ・今回の補助金で実施する内容のみ記載してください（過去に実施した内容、補助対象外となる取組、今後の予定については記載しないでください。）
- ・どの取組が誰を対象としているのかが分かるように記載してください

(3) 参加者の費用負担の有無

- ・無料・有料の別を記載してください。
- ・有料の場合（入場料、参加費等を設定している場合）は詳細を記載してください。

ワークショップ参加費：無料

ボランティア活動参加費：無料

展覧会参加費：無料

展覧会入場料：無料

スケジュールを箇条書きでわかりやすく記載してください

(4) 事業の実施スケジュール

準備（打合せ、リハーサル等）から本番までのスケジュールを詳細に記載してください。

4月：事業所との打ち合わせ、ワークショップ実施

7月：事業所との打ち合わせ、ワークショップ実施

10月：事業所との打ち合わせ、ワークショップ実施

1月：事業所との打ち合わせ、ワークショップ実施、広報ツール作成

2月：展覧会の打ち合わせ、ミニコンサート打ち合わせ、広報活動実施

3月：展覧会設営、ミニコンサートリハーサル、展覧会開催、展覧会の記録撮影

<p>(5) 広報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の事業についてどのような手段（チラシ配布、SNS での告知等）で広報を行うか記載してください。 ・広報の際に工夫する点についても記載してください <p>・地域文化会館や図書館、地域会館などの公共施設、地元スーパー、ドラッグストアなど商業施設にチラシ配布、ポスター掲示を依頼。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が運営するカフェでのチラシ配布、ポスター掲示を依頼。 ・主催者ならびに、事業所、音楽教室など関係者の SNS での広報を実施。 ・新聞、地域情報誌、ケーブルテレビ、地域 FM などへ取材を依頼。
<p>(6) 前回実施時からの改善点</p> <p>以前に同様の事業を実施し、その時の実施内容から改善した点がある場合には記載してください。</p> <p>新規事業です。</p>
<p>(7) 今後の事業方向性</p> <p>次年度以降に事業がどのような状況となることをめざしているか記載してください。</p> <p>次年度は、別の施設でのワークショップ実施とボランティア活動も加えるなど、地域の人々との接点を少しずつ増やしていきたいと思えます。</p>

※必要に応じて記入欄を拡大して記載いただいても構いませんが、「事業計画書」の合計枚数が 4 枚以下となるようにしてください。

※それぞれの申請区分における審査基準を参照のうえ、審査基準の趣旨を踏まえた内容を記載してください。

記入例

【特別補助共通】

【個人・団体共通】

様式第2-3号（第7条関係）

令和6年度 事業計画書

申請区分：特別補助（**市民文化活動推進事業**）都市魅力創造事業）

※申請を行う事業を丸で囲んでください。

事業の概要を端的に記載してください

団体／申請者 さかいAC音楽協会
申請事業名 高齢者との音楽交流プログラム

1 事業概要

(1)事業内容要約 (50文字程度)	高齢者施設と協力し高齢者を対象にした創作型、交流型の音楽プログラムを構成、実施する。またそのための音楽家育成講座を実施する。
(2)分野	<input checked="" type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> メディア芸術 (映画等) <input type="checkbox"/> 芸能 <input type="checkbox"/> 伝統芸能 <input type="checkbox"/> 茶道 <input type="checkbox"/> 華道 <input type="checkbox"/> 書道
(3)開催日時	令和6年4月から令和7年2月 詳しくは後述の事業の実施スケジュールを参照してください
(4)開催場所 (会場名、所在地)	市内高齢者施設3か所、堺〇〇ホール練習スタジオ
(5)事業実施者数 (講師、スタッフ等)	事務局スタッフ2名、参加音楽家6名、講師・アドバイザー1名
(6)事業対象者数 (参加者、入場者等)	参加者各回15名程度×4回×3施設

該当する分野を一つ選択してください

2 課題分析

本市の課題
・本市が抱える社会的課題を記載してください。 ※文化芸術分野に限らず幅広い分野について記載してください。
・第2期堺文化芸術推進計画では「重点的方向性1 文化芸術とともに生きる」の重点的施策として「1-2 すべての人が文化芸術を享受できる機会の充実」「1-3 市民の文化芸術活動の機会の提供」を掲げている。すべての人が文化芸術を享受することを考える際に、様々な、特に既存の活動では文化芸術にアクセスできない、アクセスしにくい人を抽出し、それぞれの対象ごとに特性に合わせて、そのギャップを埋めることが必要となる。現在ではその機会が定期的に十分にあるとは言えず、またどのような対象者にどのようなニーズがあるかも十分に把握できていない。またそれらの活動を担う音楽家、アーティストの数と質を確保していく必要がある。
・超高齢化社会の我が国では高齢者福祉のみならず地域全体で高齢者の心身の健康を維持することが求められている。孤立、孤独を解消し、高齢者同士、介護者、家族等と交流を図ることで、年齢に関係なく創造的であること、選択できることが保証された環境をつくっていく必要がある。

箇条書きにする等、分かりやすく記載してください

3 事業詳細

<p>(1) 事業の目的</p> <p>今回実施する事業が 2 で記載した本市の社会的課題の解決にどのように資するか、事業実施によって本市でどのようなことを実現したいか、本市にどのような効果が期待できるか記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者福祉の専門家と音楽家をつなぎ、福祉側のニーズを把握しながら、音楽家の能力を活かしたプログラムを構成する。・福祉施設的环境や高齢者を対象とした音楽プログラムを実施するためのスキルや経験を音楽家が身に着ける。・高齢に関係なく質の高い音楽に主体的に触れる機会が提供される。・この事業が音楽家との、また高齢者同士の交流を促進し、高齢者自身の自己表現、創造性や好奇心を満たす。・その結果、高齢者の心身の健康の向上や生活環境の向上に貢献する。・劇場等の文化施設にアクセスできない、アクセスしにくい高齢者やその家族へ質の高い音楽体験を共有し、文化芸術を享受できる機会の充実を実現させる。	
<p>(2) 事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・「(1) 事業の目的」を達成するためにどの・収支予算書に記載の補助対象経費で実施する事業のみ記載してください。	<p>事業の出演者の人数や演者・講師等の情報についてもできるだけ詳しく記載してください</p>
<ul style="list-style-type: none">・プログラム実施先の高齢者施設 3 か所と交渉し、施設の課題やニーズの把握、参加者の選定、事業の趣旨の共有、会場の下見等の事前準備を行う。・プログラム実施のため当団の音楽家向けのオリエンテーションと勉強会を開催。講師は音楽ワークショップや交流型のプログラムの経験が豊富なピアニスト〇〇××氏。4 時間×3 日を予定。〇〇氏は勉強会後もアドバイザーとして音楽プログラムに参加。・高齢者施設 3 か所において、90 分×4 回の連続した音楽プログラムを開催。演奏をするだけでなく、高齢者が主体的に創造活動に参加できるように創作や即興を通じた交流をおこなう。・事業終了後にそれまでのプログラムを踏まえて音楽家が振り返り、勉強できる講座 2 時間×1 回を実施。その際にはアドバイザーの〇〇氏や施設側のスタッフにも参加いただき助言をもらう。・プログラム実施状況や参加音楽家、高齢者施設職員、アドバイザーのコメントをまとめたレポートを協会ウェブサイトで公開する。	
	<ul style="list-style-type: none">・実施する内容を、イベントごとや日時等で分けて記載する、箇条書きで記載する等、分かりやすく記載してください・今回の補助金で実施する内容のみ記載してください（過去に実施した内容、補助対象外となる取組、今後の予定については記載しないでください。）・どの取組が誰を対象としているのかが分かるように記載してください

(3)参加者の費用負担の有無

- ・無料・有料の別を記載してください。
- ・有料の場合（入場料、参加費等を設定している場合）は詳細を記載してください。

参加費無料

スケジュールを箇条書きでわかりやすく記載してください

(4)事業の実施スケジュール

準備（打合せ、リハーサル等）から本番までのスケジュールを詳細に記載してください。

2024年4月～6月 プログラム実施先の選定、調整、事前打ち合わせ

2024年6月～7月 音楽家向けのオリエンテーション、勉強会

2024年8月～11月 高齢者施設での音楽プログラム実施

2024年12月 音楽家向け振り返り勉強会の実施

2025年2月 レポートの公開 ※参加者コメントや振り返りは随時記録しておく

(5)広報について

- ・今回の事業についてどのような手段（チラシ配布、SNSでの告知等）で広報を行うか記載してください。
- ・広報の際に工夫する点についても記載してください

高齢者施設でのプログラムは参加者が安心して参加できるように原則非公開であるが、プログラムの実施記録や事業内容の発信としてレポートを作成し、当団のウェブサイトにて公開する。また一部事業実施日にはプロに写真撮影を委託し、画像として記録したうえで、許可のとれる範囲で公開する。

(6)前回実施時からの改善点

以前に同様の事業を実施し、その時の実施内容から改善した点がある場合には記載してください。

今回が初めての実施です。

(7) 今後の事業方向性		
次年度以降に事業がどのような状況となることをめざして、そのために今後どのように事業を実施していくかを記載してください。		
<ul style="list-style-type: none"> ・活動を進め、高齢者以外の対象者（例えば障害者、子ども、親子等）にも活動を展開できるように音楽家の数を増やしていきたい。そのために当協会以外の音楽家にも勉強会や実践を広げていきたい。 ・当協会からの活動のレポートに加えて、第三者によるレポートや評価測定も実施したい。 ・それらのレポートや評価を提示し、協賛企業等の支援者を募り継続的な活動にしたい。 		
(8) 文化芸術活動実績		
これまでの文化芸術活動の実績（※少なくとも、過去3年以上）を記載してください。		
令和3年度	【事業名称】	さかいAC音楽協会 定期公演
	【事業内容】	当協会所属の音楽家による室内楽の演奏会
	【予算額】	800,000円
令和4年度	【事業名称】	さかいAC音楽協会 アウトリーチ公演
	【事業内容】	当協会所属の音楽家が、美術館にて展示テーマに合わせたアウトリーチ公演を実施
	【予算額】	900,000円
令和5年度	【事業名称】	さかいAC音楽協会 定期公演
	【事業内容】	当協会所属の音楽家による室内楽の演奏会
	【予算額】	800,000円

※必要に応じて記入欄を拡大して記載いただいても構いませんが、「事業計画書」の合計枚数が4枚以下となるようにしてください。

※それぞれの申請区分における審査基準を参照のうえ、審査基準の趣旨を踏まえた内容を記載してください。

記入例

様式第3号(第7条関係)

【一般補助・特別補助共通】

【個人・団体共通】

令和6年度 収支予算書

★収支予算書作成時のポイントも併せてご確認ください★

申請団体/申請者 親子ダンスカンパニーSAKAI

事業名 さかいおやこ体操をつくろう!

収 入 (単位 円)

収入の種類	予算額	内容説明(算出基礎等)
入場料・参加料	12,000	ワークショップ参加費 @300円×10組(20人)×4回=12,000円
民間団体からの協賛金、寄附金等	10,000	〇〇株式会社からの協賛金
国・地方公共団体からの補助金等		
その他収入		
上記小計(a)	22,000	
自己負担額(b)	166,130	
堺市補助金(c)	100,000	$\leq (e) \times 1/2$ (1,000円未満切り捨て) \leq 申請区分ごとの補助上限額
収入合計(d) = (a+b+c)	288,130	

両金額が一致するようにしてください

支 出 (単位 円)

項目	予算額	左のうち堺市補助金充当額	内容説明(算出基礎等)
会場費	6,120	6,120	堺市立青少年センタープレイルーム @2,040円×3日=6,120円
	11,810	11,810	フェニーチェ堺 大スタジオ @11,810円×1日=11,810円
	40,000	20,000	音響機器レンタル費 @10,000円×4日=40,000円
謝金	40,000	30,000	ワークショップ外部講師謝金 @10,000円×4日=40,000円
	28,000	22,070	助産師謝金 @7,000円×4日=28,000円
	28,000	10,000	保健師謝金 @7,000円×4日=28,000円
賃金	12,000		受付スタッフ賃金 @1,000円×3時間×4日=12,000円
旅費	3,400		ワークショップ外部講師旅費
			・南海電鉄(北野田～堺東) @260円×2(往復)×4回=2,080円
			・南海電バス(堺東～線之町電停前) @220円×2(往復)×3日=1,320円
印刷費	10,000		チラシ @10円×1000枚=10,000円
	800		参加者向けアンケート @10円×80枚=800円
保険料	5,000		イベント保険
消耗品費	1,000		アルコール消毒液 @500円×2個
	2,000		ワークショップ用 画用紙、ボールペン等
委託料	100,000		映像製作・配信委託料
			(内訳) 録画機材借料 20,000円
			映像製作・配信作業料 80,000円
支出合計(e)	288,130	100,000	

両金額が一致するようにしてください

※収支予算書は1枚にまとめてください(内訳が多い場合は、別紙を添付してそちらに詳細を記入してください。)

収支予算書作成時のポイント

○事業計画書と収支予算書の内容に齟齬が生じないようにしてください。収支予算書には、事業計画書と対応する経費を計上するようにしてください。

よくある誤りの例

- ・事業計画書からは読み取れない経費が計上されている。
 - ・事業計画書上実施すると記載されている事業内容に関する経費の計上がない（経費計上しない内容については事業計画書にも記載しないでください。）。
 - ・事業計画書に記載している事業の開催日数・実施期間と各経費の積算が合わない。
 - ・事業計画書に記載していた参加人数と収入に計上している参加料の積算が合わない。
- P8「2 審査基準」にあるとおり、すべての補助金区分について、「事業費が適切に計上されているか」が審査項目に挙げられています。費用の内容や積算等が記載されていないなど、計上された費用の適切性が判断できない場合、減点となる可能性がありますので、できるだけ詳細に記載してください。
- 実績報告の際に、業務内容の詳細や積算について、仕様や積算が分かる見積書等の提出を求めることがあります。資料の提出がなく補助対象となるかどうかの確認ができない場合には補助対象外となりますので、契約段階で受注業者に発行を依頼する等、事前にご準備をお願いします。

収入

- ・収入には、材料費等参加者が実費負担した金額は計上しないでください。
- ・参加費は誰から支払いを受けたかが分かるように記載してください（出演者、観覧者等）。
- ・参加費は「@○○円×○人＝○○○円」など積算が分かるようにしてください。

支出

○賃金

- ・申請事業に直接従事するために雇用したアルバイト、ボランティア等の賃金が補助対象となります。
- ・実績報告の際に雇用契約書の提出が必要となりますので、雇用契約を締結しない場合は謝金等の項目で計上してください。
- ・内訳に、業務内容、単価、時間数、人数等、積算が確認できる内容を記載してください。

○会場費

- ・内訳に、会場名、日数等、積算が確認できる内容を記載してください。
- ・実績報告の際に利用許可証の提出が必要となりますので必ず保管してください。

○謝金

- ・何に対する謝金か分かりやすく記載してください。
- ・申請者本人や家族、申請団体の構成員に対する謝金は補助対象外となりますのでご注意ください。

○記録費

- ・構成員に配布するために作成した DVD や販売用の写真作成に係る経費等は補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・見積書、請求書等は「撮影一式」等の記載でなく、作業内容、日数、作成する記録媒体の枚数・個数等の内訳がわかるよう記載してください。

○旅費

- ・内訳に、移動手段、移動区間、単価、人数等、積算が確認できる内容を記載してください。

○印刷費

- ・内訳に、印刷物の用途、単価、枚数等、積算が確認できる内容を記載してください。

○消耗品費

- ・ワークショップ参加者が材料費を実費負担する場合は、実費負担に該当する部分の金額は収支予算書に計上しないでください（収入・支出とも）。

記入例

様式第4-1号(第7条関係)

【一般補助・特別補助共通】**【個人のみ】**

申請者情報(個人)

申請者 宿院 晶子申請事業名 落語研究発表会

氏 名	(ふりがな) しゅくいん あまこ
	宿院 晶子
電 話 番 号	072-228-XXXX
携 帯 電 話 番 号	090-XXXX-XXXX
F A X	072-228-XXXX
E - m a i l	△△△@△△△△.gmail.com

申請書類の内容確認のご連絡をする場合がありますので
対応可能な連絡先をご記入ください

記入例

【一般補助・特別補助共通】
【団体のみ】

様式第4-2号（第7条関係）

申請者情報（団体）

申請団体 さかいAC管弦楽団

申請事業名 ワークショップシリーズ

「今日はオーケストラの日」

1. 団体情報

団 体 名	(ふりがな) <i>えーしーかんげんがくだん</i>
	<i>さかいAC管弦楽団</i>
電 話 番 号	<i>072-228-XXXX</i>
F A X	<i>072-228-XXXX</i>
E - m a i l	<i>△△△@△△△△.gmail.com</i>
設 立 年 月 日	<i>平成24年4月</i>
団 体 種 別	<i>任意団体</i>
沿 革	<i>平成24年4月 堺東にて楽団立ち上げ 平成27年3月 中百舌鳥に本部を移転</i>

2. 連絡担当者

連 絡 担 当 者	氏 名	(ふりがな) <i>おおさか たろう</i> <i>大阪 太郎</i>
	役 職	<i>会長</i>
	電 話 番 号	<i>072-228-XXXX</i>
	携 帯 電 話 番 号	<i>090-XXXX-XXXX</i>
	E - m a i l	<i>△△△@△△△△.gmail.com</i>

申請書類の内容確認のご連絡をする場合がありますので
「担当者」は対応可能な方としてください

記入例

【一般補助・特別補助共通】
【個人・団体共通】

様式第5号（第7条関係）

納税状況調査に係る同意書

令和5年11月22日

堺市長殿

署名、押印は不要です

申請人

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

団体名 (だんたいめい) おやこだんすかんぱにーさかい 親子ダンスカンパニーSAKAI

代表者職も忘れず記入してください

代表者職氏名 (だいひょうしやく) かいちやう さかい はなこ 会長 堺 花子

代表者生年月日 昭和57年3月1日

代表者住所 堺市堺区南瓦町3番1号

私は、令和6年度 堺市文化芸術活動応援補助金において、補助事業者としての要件確認のため、堺市税の納税状況につき、関係公簿を調査することに同意します。

【有効期間】

本同意書提出の日から令和6年3月31日まで

チェックリスト ※申請書を提出する前に必ずご確認ください※

<申請書類は全て揃っていますか？>

- ①堺市文化芸術活動応援補助金交付申請書（様式第1号）を添付していますか。
 - 「補助金交付申請額」は「収支予算書」に記載の金額と合っていますか。
- ②役員情報届出書（様式第1号の2）を添付していますか（法人のみ）。
- ③事業計画書（様式第2-1~3のいずれか）を添付していますか。
 - 申請する区分の事業計画書様式を使用し、4枚以内で作成していますか。
 - 申請する区分に丸をつけていますか（特別補助の事業計画書様式第2-3号のみ）
 - 事業計画書の内容は、「IV 審査について」「2 審査基準」の趣旨を踏まえたものとなっていますか。
 - 「文化芸術活動実績」を記載していますか（特別補助のみ）。
- ④収支予算書（様式第3号）を添付していますか。
 - 収支予算書の「堺市補助金」の金額と「左のうち堺市補助金充当額」の「合計」は同額となっていますか。
 - 「収入」の「収入合計」、「支出」の「支出合計」は同額となっていますか。
 - 「補助対象経費」の内訳に、「補助対象外経費」が含まれていませんか。
- ⑤申請者情報（個人：様式第4-1号、団体：様式第4-2号）を添付していますか。
 - 「担当者」の電話番号、Eメールアドレスは、連絡がとれる連絡先となっていますか。
- ⑥納税状況調査に係る同意書（様式第5号）を添付していますか。
- ⑦団体の規約、会則、定款を添付していますか（任意団体・法人のみ）
- ⑧過去に実施した事業等に係る資料を提出する場合、（A4サイズ片面5枚以内）として提出していますか。

<申請前にもう一度ご確認ください>

- 提出書類は①~⑧の順番になっていますか。
- 提出書類のコピー（控え）をとりましたか。
- 提出書類は A4 片面刷り とし、ホッチキスではなくクリップでとめましたか。